

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱別記 1 第 4 の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 27 日

八戸市長 小林 眞
(公 印 省 略)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 【島守地区】

中谷地、古里、姉市沢、番屋、砂竈、沢田、石橋、巻、江花沢、馬場、高山、門前、荒谷、相畑、頃巻沢、七牧田、不習、十文字集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 5 月 11 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

18 経営体数

法人	0 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・単一の農業経営ではなく、水稻、りんご、葉たばこ、肉用牛等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。